第365号

社団法人 徳島県環境技術センター

発 行

徳島市津田海岸町 2-33 電話 (088) 636-1234代 発行責任者 松 原 義 輔 編集者原 岡 艶 甲

公益認定申請書 理事会で承認

県環境技術センターは、8月25日(水)午後2時より、センター4F会議室で平成22年度第3回目の理事会を開催した。

会長あいさつの後、会長が議長となり、議事を進めた。

議案1 公益認定申請書の内容の承認について

議案2 法定検査5ヶ年計画の承認について

議案3 公益認定申請において、申請書の内容につき 行政庁から変更を求められた場合等の修正に 関する議決について

議長が議案1から議案3まで一括で説明を求めたため、「公益認定申請書」及び検査5ヶ年計画等につき、原岡常務理事と川人理事が資料に基づき説明した。

定款第4条に定めた公益事業は、①法定検査関係事業(定款4条1号~3号)、②機能保証事業(同4号)、③普及啓発事業(同5号~7号)、④水質保全事業(同8号~10号)に大きく分けた。なお、この4つの事業は、一体として実施し、初めてその効果を最大限に発揮することができ、意義・役割についても密接に関連していることから、公益事業1「浄化槽による公共用水域の水質保全事業」として一つに纏めた。

また、第5条のその他の事業のうち、計量証明事業 等の水質検査は収益事業1とし、受託講習会事業、業 務効率化支援、諸用紙販売などその他の事業は収益事業2として提出すると説明した。

また、剰余金については、収支相償をクリアするため、長期借入金の返済金に充て、なおかつ剰余金が発生した場合は、今後の事業拡大に伴う公益目的財産の取得費にあてると説明。関係する事項の説明を終えたあと、議長は議案1~議案3について理事会に諮った。理事会はこれを満場異議なく承認した。

議案4 会員の親睦事業について

川人理事から会員の交流と親睦を図るために企画した、各種レクレーションが説明された。

議長がその内容につき、理事会に諮ったところ、再 度検討の必要はあるが、大枠で承認された。

議案5 小松島支所職員の活用について

川人理事から、支部統合により、徳島保健所管内の 業務が徳島支所に集中しているため、事務の遅滞など を防ぐため、週に1日程度徳島支所で勤務してほしい と提案した。

議長が理事会にその賛否を諮ったところ満場異議な く承認された。

最後に川人理事から、平成22年4月~7月までの 検査実施報告及び設置届出書の受付数が報告された。

▼法定検査数 (4月~7月) 平成22年度 26,488基 (1,760基増) (21年度 24,728基)

▼設置届出書受付数 (4月~7月) 平成22年度 1,140基 (85基増) (21年度 1,055基)



県調査員研修会開催 浄化槽の構造等を勉強

平成22年8月5日午後1時30分より、県環境技術センター会議室において、浄化槽に関する研修会が開催された。

これは、県ゴミゼロ推進室からの依頼によるもので、今年度新たに各県民局・保健所で採用された臨時職員に対し、担当する調査業務に関する事項、(浄化槽に関する基礎知識や調査の実務など)について勉強する機会を設ける必要があったことから、長年一斉調査を実施し調査実務に詳しく、また指定検査機関でもある、当センターが引受け実施したものである。調査員は、無届浄化槽や廃止浄化槽に対する手続き指導などを担当する。

研修会には、東部保健福祉局より3名、南部総合県

民局より2名、西部総合県民局より3名ほか行政担当者ら合わせて12名が出席した。



県内公益法人にアンケート 公益移行37%・一般移行29%・・・

徳島県は、6月23日~7月16日の間に、県内210 の公益法人に対して新公益法人制度に関するアンケートを実施し、その結果を発表した。

アンケートに回答したのは、県内 210 法人中、191 法人 (91%) であった。

問1の今後の方針については、77法人(約37%)が 公益法人へ(21年度調査時45%)、60法人(約29%) が一般法人(同20%)へ移行すると回答した。

移行期限の平成25年11月末まであと3年に迫った 状況の中、まだ方針未定と回答した法人が40法人 (19%)存在していることが解った。

また、公益又は一般へ移行する法人のうち、移行時期が、22年度内移行が32法人(23%)23年度内移行が59法人(42%)、24年度内移行が37法人(27%)であり移行期間後半に申請書の提出が集中することは確実である。

さらに、公益又は一般へ移行すると回答した法人の うち 52%は社員総会又は役員会レベルの意思決定で あった。

ちなみに県内では、8月末の段階で、下記の3法人が公益財団法人へ、1法人が公益社団法人へ移行済みである。

2月9日 公益財団法人徳島新聞社会文化事業団

4月15日 公益財団法人徳島経済研究所

4月22日 公益財団法人徳島県埋蔵文化財センター

7月15日 公益社団法人地方自治研究所 ※徳島県公益認定等審議会委員のメンバー

〇井関佳穂理 公認会計士・税理士

○喜多 三佳 四国大学経営情報学部教授

○笹谷 正廣 弁護士(会長) ○豊永 寛二 弁護士(会長代理)

新公益法人制度に関するアンケート結果

調査期間 平成22年6月23日から7月16日まで

調查対象 徳島県所管特例民法法人

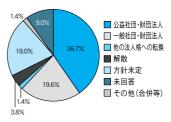
徳島県内に主たる事務所を有する国所管特例民法法人

調 査 数 210 法人

回答数 191法人(回答率91%)

問1 今後の方向性について

	法人数	割合
公益社団·財団法人	77	36.7%
一般社団·財団法人	60	28.6%
他の法人格への転換	3	1.4%
解 散	8	3.8%
方針未定	40	19.0%
その他(合併等)	3	1.4%
未回答	19	9.0%
計	210	100.0%



問2 移行申請予定時期について

	法人数	割合
平成 22 年度	32	23.0%
平成 23 年度	59	42.4%
平成 24 年度	37	26.6%
平成 25 年度	2	1.4%
未 定	9	6.5%
計	139	100.0%



鳴門市で事業仕分け

転 換 補 助 増 額・新 設 は 廃 止

鳴門市は7月31日(土)鳴門地場産業振興センターで、公開による外部委員会「鳴門市事業仕分け委員会」が事業を検証する「事業仕分け」が行われた。当日は市民ら約80名が傍聴し議論に耳を傾けた。

大学院の教授や他市町村職員等に公募委員2名を加えた全9名が仕分け人となり、委員長の若山浩司四国大学大学院教授が進行役を務め、庁舎管理事業や生ゴミ減量対策事業等10事業について、事業の必要性等を検討した。





鳴門市の事業仕分けの様子

合併処理浄化槽設置整備事業もその対象に含まれており、まず最初に事務局の環境政策課から、来年度以降の浄化槽補助案について「平成13年度からは新設はすべて合併浄化槽の設置が義務付けられており、新設浄化槽に対する補助は意味が無くなっている。そこで、新設に対する補助は無くし、単独浄化槽や汲み取りからの転換補助を充実させたい」と趣旨説明をした。

これに対し委員からは、「これまで、新設に対しても 補助をしてきたのに、急に止めるのは不公平となる」 という意見や「止めるなら転換補助も同時に無くすべ き」などの意見が出された。両方止めるとした理由は、 現在転換補助の対象となっているのが年間8~9基程 度(補助基数の約1割)であり、これが増額されたか らと言って大きく増えるとは、考えられない。生活排 水処理に真剣に取り組むなら単独浄化槽設置者や汲み 取り使用者から負担金等を徴収すべきとする考えから。 これに対し市側は、「法律的根拠が無く、また、高齢者 の一人暮らし世帯に負担を強いるのは問題がある」と 返答したが、「地方自治の精神から、是が非でも環境保 全をと言う意志があれば条例制定も可能、法律云々は 理由にならない」と厳しい意見も出された。

結果として、要改善8票、現行のまま1票という判 定が下され、浄化槽の補助事業も要改善と判定された。

各事業共に、質疑応答・議論が30分程度しかなく十分に議論を尽くされた感は無かったが、市民感覚で事業を見直すことは、必要であり、今後も継続・対象拡大が必要であると思われた。

ケーブルテレビで検査の啓発 啓発DVDを県内各局へ配布

8月3日と5日の両日、県環境技術センターの川人 事業本部長が、浄化槽法定検査啓発用 DVD の放映依頼のため県内のケーブルテレビ各局を訪問した。

法定検査受検率は平成21年度実績で40.5%と低迷しており、従前より住民への啓発不足を指摘されていた。そこで昨年度、「浄化槽法定検査がなぜ必要なのか」をわかりやすく解説したDVDを制作したが、放映料が高いため、放映されていなかった。

今般、徳島県 CATV ネットワーク機構に無料での放映を依頼したところ、県からの依頼があれば可能との回答を得たため、県ゴミゼロ推進室長から同機構に対して「徳島県の水環境保全上必要な啓発事業」である旨の依頼を行い、同機構から傘下の CATV 各局への依頼に合わせて訪問したものである。

県からの依頼があることから、ほとんどの局は快く引き受けて頂けたが、無料のため、放映時間、回数等についてはそれぞれの局の判断となる。なお放映期間は来年の3月31日までの予定。

センターでは、これにより浄化槽設置者の法定検査 に対する理解が進むことを期待している。

放映依頼したケーブルテレビ18社は次のとおり

ケーブルテレビ徳島㈱

国府町 CATV

(株)テレビ鳴門

㈱東阿波ケーブルテレビ

㈱ケーブルテレビあなん

徳島県南メディアネットワーク㈱

㈱ひのき CUETV

エーアイテレビ㈱

上板町有線テレビ㈱

石井 CATV

那賀町ケーブルテレビ

那賀町上流ケーブルテレビ

阿波市

徳島中央テレビ㈱

㈱ケーブルテレビおえ

テレビ阿波侑

三好市

㈱池田ケーブルネットワーク



平成22年度浄化槽法指定検査機関四国地区協議会 検査実務者研究会が、8月5日(木)、6日(金)の両 日、(社)香川県浄化槽センターにおいて開催された。

この研究会は、四国地区の法定検査業務に携わる検査員が年1回集い、相互の意見交換と技術向上を目的として開催しているもので、今年は香川県が当番県となり開催された。

徳島県からは、藍原検査第二課長、富崎・川瀬検査 員の3名が参加した。

最初に開催県である香川県の山条会長の開会挨拶の あと、細谷検査課長から日程説明があり、その後研修 に移った。

全体会議の方では、浜田検査課長補佐より、香川方式の検査方法についての説明があり、その後、検査員による現場の実務者研究会と管理職研究会の分科会に分かれ実務研修を行った。

現場実務研修では、香川県の検査方式による検査を 10名の検査員が4班に分かれ、各班それぞれ、香川県 の係長・グループリーダーと同行し、現場での検査研 修を行った。

管理職研究会では、香川県の細谷検査課長を座長と して、受検率向上のための方策等について議論を行っ

いずれの分科会でも日頃実務に携わっている検査員 の研修であったため、率直な意見交換が出来、実り多 いものであった。

研究会第2日目には、分科会での質疑応答と、各検 査員が研修発表を行った。

今回の研究会での研修は今後の検査業務推進に結びつく、非常に有意義なものとなった。

閉会の挨拶として香川県の香川事務局長から総括が あり、2日間の研究会を締めくくった。









水水質計量便り

COP10 (生物多様性条約第10回締約国会議) が10月に名古屋市で開催されます。

さて、生物多様性という言葉、とてもわかりづ らい表現ですね (・・?)

説明するのはとても難しいのですが…。

動植物から微生物などあらゆる生物が存在する こと。森林、サンゴ礁、河川、干潟、湿地など様々 な環境に適応した生態系の形成。そして、同種の 中にも個体間や、生息地域により特徴的差が有る 存在。

このように、地球上には多様な生物が存在し、 支えあってバランスを保っています。この多様な 生物の世界を総称して「生物多様性」といいます。

ではその「生物多様性」について現状は?というと、例えば、現在の野生生物の絶滅のスピードは、なんと1年間に4万種とか…

(___;)!!

また近年、生態系サービスの劣化による経済的 損失を試算し数値化する試みが行われています。 例えば、サンゴ礁の持つ生態系サービスでは観光、 レクリエーションで2,399億円/年、商業用海産 物では107億円/年、津波、浸食の被害からの保 護では75~839億円/年と見込まれるなど、サン ゴ礁は生物の種としての保全の対象にとどまらず、 その存在により、私たちは生態系からの恩恵を受 けている事をまさに再認識させられます。

(⁻~⁻;)

さて、今年は COP10 における主テーマである生物多様性の損失速度を顕著に減少させるという「2010 年目標」の目標年にあたりますが、GBO 3 によると、目標は達成されなかったという結論が報告されました。つまり、生物多様性は、今なお急速に失われつつあるということです。

生物多様性は国際的に高い関心が寄せられていますが、国内では約36%と未だ低い状況です。私たちは環境保全にかかわるものとして、生物多様性によってもたらされる恵みを無意識に享受していることの再認識、生物多様性に配慮したライフスタイルへの転換等を率先して実行して行きたいものです。

皆様方には COP10 の日本開催を機会に生物多様性に関心を持って頂けたら幸いです。小さな一歩から始めてみませんか (^▽^)

by koizumi

水あまし隊発足

環境技術センターのホームページをリニューアルし、 今までの内容に加え、ブログ、行事カレンダーを新し く新設しました。

そして、この度、水すまし隊を発足しました。

私たち水すまし隊の任務は、県内のさまざまな水の 情報を集め、多くの方に知ってもらい、いろいろな活 動に活かしていくことです。

水環境における生物、水に携わる人や、物について も、紹介、応援していきます。

いろいろな情報を集め、みなさんに報告したいと 思っているので、みなさんからの疑問に思うこと、情 報などありましたら、どしどし情報くださいね。

環境技術センターのブログ、「水すまし隊ダイア リー」に是非ご参加下さい。

隊 長 ゆっち

副隊長 イズミ・たっくん

隊 員 マーボ・きんちゃん・ヤマボー・おまめさん・ おくやん★・ぐっち

頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いします。



W W W

: Lh

事務局だより

法定検査のお知らせ

次の日程で法定検査を実施します。

○11条検査

日程:平成22年9月3日~9月17日

地区:美馬市一斉検査(穴吹町、美馬町、木屋平)

○11条検査

日程:平成22年9月21日~10月4日 地区:吉野川市一斉検査(鴨島町)

○11条検査

日程:平成22年9月1日~9月24日 地区:阿南市中心部地区(東部)

日程:平成22年9月27日~10月15日

地区:阿南市羽ノ浦町

○7条検査

日程:平成22年9月21日~9月24日 地区:鳴門市、松茂町、板野町

○7条検査

日程:平成22年9月27日~10月1日

地区:阿南市、那賀町

支所の業務変更

9月13日から毎週月曜日、小松島支所は不在となりますのでお急ぎの場合は徳島支所へお願いします。